

## 第28回盛岡地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成27年2月26日(木)午後1時30分から午後3時55分まで

### 2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室(5階)

### 3 出席者

(委員) 岡田健彦, 小川理津子, 佐々木貴, 中嶋美紀, 中村美智子, 藤本幸二,  
村山浩昭, 吉田美善志

(五十音順, 敬称略)

(ゲストスピーカー(労働審判員)) 千葉博昭, 高橋健悦

(説明者) 山方地裁事務局長, 尾関民事首席書記官, 早坂民事訟廷管理官

(事務局) 今井地裁総務課長, 今野家裁総務課課長補佐, 石井地裁総務課庶務係  
長

### 4 議事等

#### (1) 労働審判制度についての説明

#### (2) 労働審判員からの感想, 経験談等 (◎委員長, ○委員, ■説明者等)

◎ 労働審判期日に立ち会って, どのようなときにやりがいや苦勞が報われた  
と感じますか。また, どのような点で苦勞されましたか。

■ 初めのうちは申立人と相手方の対立点が多いのですが, 話を重ねるごとに  
双方が歩み寄りを見せて, 最終的に双方が納得して解決をしたときに労働審  
判員をして良かったと感じます。

■ 完璧な解決はないと思っているのですが, 審理を重ねていくうちに双方が  
折り合いを見せて解決したときに, 第三者である労働審判員の役割の大きさ  
を感じます。

苦勞した点は, 言葉を選んで当事者と話をすることです。私は, 当事者と  
話すときに, 話を誘導しないようにしたり, 決めつけて話をしないようにし

ています。

- 労働審判員同士で意見が対立したとき、どのようにしていますか。
- 事前評議で話し合いをしてから期日に臨むので、意見の対立が生じたことはありませんでした。
- 労働審判員や労働審判官は公平に事件を見ているので、確認事項はあるものの、意見が対立したことはありません。
- 初めは、使用者側の労働審判員は使用者側の当事者の、労働者側の労働審判員は労働者側の当事者の肩を持って意見が対立すると思っていたのですが、実際は、その反対であり、労働審判員と労働審判官の三者間で意見が一致することが多い実情にあります。

(3) 意見交換 (◎委員長, ○委員, ■説明者)

【雇用関係・労使関係の変化と労働審判手続について】

- ◎ 最近、雇用関係が質的に変化しているとも言われておりますが、雇用関係又は労使紛争といったものが、かつてと異なると感じることはありますか。
- かつて労使関係の対立軸といったものは非常にシンプルであったと思われませんが、働き方、働かせ方の多様化が進み、使用者の側と、それを取り巻く働く人々との利害関係が複雑になってきつつあると感じます。個別的労働関係の紛争が、例えば行政機関への相談という形で増えてきたり、司法制度改革による労働審判制度の成立という形で現れ、それが普及していくのも、一つの時代の流れであるように感じます。このような働き方の多様化により、各紛争解決機関へのニーズは確実に高まっていると思います。
- 私あるいは私の周辺に限定して観察してみても、若年層が正社員ではなく嘱託社員で採用されるケースが昔に比べ増えており、特に若年層の年収が減ってきています。その上企業の側で残業代が払えないようなことがあれば、大変厳しい環境に陥ってしまうということはいえると思います。

- ◎ 確かに、そのような若年層を中心とする厳しい労働環境は、岩手県のみならず全国的にも広く聞かれるところであります。そのような中で、利用すべき人がきちんと制度を利用できるように環境を整えたり、あるいは泣き寝入りをする人が減っていくためには、どういったことが必要になってくるでしょうか。
- 消費者問題、借金の問題と言われるものの中には、リストラが背景にあるなど、労働問題と相互に関連している場合が相当見受けられます。本当に利用すべき人に利用してもらうという意味で、労働審判制度への案内もし得る各種相談機関の役割は非常に重要ですし、適切な支援のためには弁護士あるいは法テラスの役割なども重要になってくると思われます。法テラスを利用して、労働審判制度を申し立てることは可能なのでしょうか。また、本人申立てとの関係はどのようなになっていますか。
- 法テラスを利用して労働審判を申し立てることは可能かと思われますし、一定の要件を満たせば公的な援助も受けられると思われます。また、労働審判の申立て自体は本人でもできるのですが、労働審判は3回という限られた回数で解決を目指す制度であって、法律面、事実面で十分な準備を必要とするため、弁護士を可能な限りつけた方が望ましいと思われます。

#### 【広報について】

- ◎ 労働問題を抱えている方々が法的な解決手段にアクセスできるよう、裁判所では広報に努めているのですが、必ずしも労働審判の利用者人数は多くないのが実情です。雇用の現場に近い仕事をしていて、労働関係のトラブルといったものは実際にあるのでしょうか。
- 私の周辺にはほとんどそういったケースはないのが実情ですが、そうは言っても盛岡で10件程度というのは、潜在的な紛争が表面化してきていないのか、少ないように感じられます。

ところで、盛岡に女性の労働審判員はいらっしゃるのでしょうか。盛岡地裁の労働審判員10人の男女比を教えてください。

■ 盛岡地裁の労働審判員に、女性はいません。

○ 妊娠中の女性に対する労働問題は多いと聞いたことがあり、女性でなければ分からないこともあるので、女性の労働審判員も必要であると思います。

○ 実際に労働審判を扱う労働審判官は、5人中3人が女性で、女性の比率が高くなっております。労働審判員は長く労働組合の活動をされたり、企業内での労働担当部署の経験の長い方から選んでおりまして、そういった女性が少ない現状にはあるのですが、岩手県内でそのような活躍をされる女性の方が増えれば、自ずと女性の比率が増えてくると思われます。

◎ 女性労働審判員の割合につきましても、労働審判制度の特色である専門性との関係で、なかなか割合的には増えていないようですが、早急に解決すべき問題点の一つとして、これからどんどん変わっていかねばならない点ではないかと思われます。

○ 労働審判制度を利用したいときは、まず弁護士に相談すればよいのでしょうか。

○ 多くの方々は弁護士さんのところに行かれて、自身の法律トラブルについてどの手続を選択すればいいのか、アドバイスを受けると思います。労働審判では到底解決しないような問題については、当初から訴訟をする方向で検討すると思われまして、場合によっては直接使用者とやり取りした方がよいという場合もあると思います。いずれにせよ、労働審判が事案の解決に適しているということになれば、準備の上、裁判所に労働審判の申立てをすることになります。

弁護士さんのところに行かないで直接裁判所に来られる場合には、裁判所では手続教示しかできませんが、本人申立ても可能ですので、手続説明を聞いた上で本人申立てをするか、又は代理人弁護士を付けるかは、本人の選択

になります。

- 同じ会社の複数の社員に、同じ労働問題が生じた場合、2人同時に申し立てることはできるのでしょうか。
- 原則は別個に申し立てることになっておりますが、労働者が同じ環境にあるような場合には、同時に審理する意味は多く、一緒に審理することはあり得るのではないかと考えられます。
- 費用はどれくらい掛かりますか。

- 求める経済的利益に応じて決められます。解雇無効など経済的利益の算定ができないような場合は、経済的利益を160万円とみなすことになっており、160万円の金銭請求と同額と手数料を納めていただきます。申立手数料以外には、書類を郵送するために、当庁の場合、約3500円分の切手が必要になります。

具体的には、解雇無効確認の申立てであれば、申立手数料は6500円になり、切手代と合わせて約1万円の費用が必要となります。解雇無効確認の訴訟における手数料は1万3000円になりますので、労働審判手続の手数は、訴訟の半分ということになります。

なお、この費用には弁護士費用は含まれていません。

- 広報との関係で、まず、年間10件という件数の少なさについては、一つには労働審判を申し立てる前の段階で、企業内、労働局等である程度解決に至っていること、もう一つには裁判所のイメージの問題であって、申立てをするというのはどうしても敷居が高いと思われてしまっている、ということが理由として考えられます。

裁判所として労働審判制度を広報するには、ウェブの活用が考えられます。最高裁ホームページでは各種手続の説明や申立書のダウンロードもできるようですが、地裁のホームページではそれができないので、クリックすれば最高裁の該当箇所に誘導されるような仕組みにしたらいのではないかと思います。

ます。

また、セキュリティの問題や受け手の問題はあるものの、いわゆるSNSを活用して潜在的な労働問題を吸い上げるのも一つの方法と思います。

さらに、「法の日週間」等の裁判所の広報行事において、相談コーナーを設けるなど、機会を設けて啓発活動に努めてみてはいかがでしょうかと思います。

- ◎ 裁判所のみでの広報ではなく、自治体、弁護士等、様々なチャンネルを使い広報活動を続け、その中で、一般に困っている方において、こういう手段もあるというところまで辿り着ければ良いと思われれます。
- 学生は、これまで就職難ということもあって、労働者が雇用主に対して自己の権利を強く主張をすることができないという意識を持っているようです。学生が、労働者でも雇用主に対して主張することができるという意識を持つようになれば、行く行くは労働審判制度の利用も増えていくのではないかと思います。

## 5 テーマの公募

随時募集

## 6 次回期日等

### (1) 次回候補日

地裁・家裁合同委員会 平成27年9月下旬又は同年10月上旬

午後1時30分から2時間程度

### (2) テーマ 未定